第７章　　子ども・子育て支援関連施策の推進

本市の子ども・子育てを取り巻く現状や課題、ニーズ調査結果等を踏まえ、子育て等に関する課題を整理し、その課題に対応するための施策の方向性を以下にまとめます。これらの子ども・子育て支援関連施策は、第６章で掲げる地域子ども・子育て支援事業と一体的に取り組むことにより、本市の子ども・子育て支援の充実を図るものです。

１．すべての子どもの育ちを支える子育て支援拠点の整備

現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てを巡る環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感は増大しています。

また、社会全体において子育て能力が低下しており、子育ての悩みや障がいなどの育児に関する専門的な相談ができる環境の整備が求められています。

子育てに関する様々な不安を解消し、子どもの健やかな成長を育むとともに、健全な親子・家族関係を築くためには、妊娠・出産期から切れ目のない総合的な支援体制を築く必要があります。

施策の方向性

- ◆ 地域の身近な場所に、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育てに対する不安や悩み等を相談できる場を提供することで、安心して子育てができる地域づくりを推進します。
- ◆ 健全な親子・家族関係を築くため、適切な情報提供や支援が行えるよう相談支援体制を充実させます。
- ◆ 天候に左右されず親子が楽しく過ごせ、また、子育て相談や一時預かり等の支援など、現状の子育て支援事業の隙間を埋める総合的な子育て支援施設を創設します。

2. 子どもの貧困対策

現状と課題

近年、子どもの貧困率の問題が指摘されています。その背景には、経済的困窮、多様な家族形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っている場合が少なくありません。幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それがさらに成人後の経済的困窮につながっていくなど、困難な状況が親から子へ引き継がれる世代間連鎖が存在することも指摘されています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する必要があります。

施策の方向性

貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるよう、福祉保健部と教育委員会、日田市社会福祉協議会など関係機関が連携を深め、共通理解と情報共有を図りながら、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者への就労支援」、「経済的支援」を柱とした取り組みを進めます。

（１） 教育の支援

- ◆ 補充学習や多様な教養講座、体験活動を実施し、学習支援の充実を図ります。
- ◆ スクールソーシャルワーカー等の配置により、家庭環境に起因する様々な課題を抱える子どもへの早期の対応を図ります。

（２） 生活の支援

- ◆ ひとり親家庭や共働き世帯における子どもの、放課後の安心・安全な子どもの居場所づくりに努め、子育て世帯の支援と子どもの健全育成を行います。
- ◆ 母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立や生活向上を図るための支援を行います。

（３） 保護者に対する就労の支援

- ◆ ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安定確保を図るため、就労につながる教育訓練の受講や、就職に有利な資格を取得するための支援を行います。
- ◆ 生活困窮者自立支援法に基づく自立支援機関と連携し、包括的な支援を行います。

（４） 経済的支援

- ◆ 中学生までの医療費助成のほか、所得に応じて、教育・保育施設の実費徴収負担の一部や放課後児童クラブ保護者負担金を助成することにより、子育て世帯の経済的支援に努めます。
- ◆ 小中学校における学力定着補助教材の公費負担等により、保護者負担の軽減を図ります。
- ◆ 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等の必要な援助を行います。

3. 地域における子どもの居場所づくりの推進

現状と課題

子どもが心身ともに豊かに成長するためには、家庭や地域の見守りの中で他人と関わり、様々な経験を積むことで生きる力や社会性を身につけることが重要です。しかし、近年、地域のつながりが希薄化したことで異年齢や世代間での交流の機会が減少し、家庭においても、地域においても居場所のない子どもが増えています。

子どもたちが地域社会の中で健やかに成長するためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、子どもの居場所を整備することが必要です。

施策の方向性

- ◆ 地域住民の参画を得ながら、公民館や学校の空き教室を利用した学習、スポーツ、体験活動等の取組を通じて、地域の人々との交流を図ることにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境を整備します。
- ◆ 食事の提供や学習支援など、子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援します。

4. 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

子育て家庭を取り巻く環境の変化により子育ての負担、不安及び孤立感が高まっており、育児に対する不安やストレスが引き起こす児童虐待の発生件数は全国的に増加しています。支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用しながら虐待予防に努めるとともに、専門性を有する事案に対しては、関係機関との連携を強化しつつ、早期発見・早期対応につなげていくことが求められます。

施策の方向性

- ◆ 妊娠期から適切な情報提供や支援を行うため「子育て世代包括支援センター」を設置し、相談支援体制を充実させ、切れ目のない総合的な支援を行います。
- ◆ 地域の実情把握・相談対応・調査・継続的支援を行うため、こども未来課内に設置している家庭児童等相談室を核とした「子ども家庭総合支援拠点」を新たに設置し、関係機関と連携を図りながら様々な支援を行います。

5. 障がい児施策の充実等

現状と課題

本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子どもが、障がいを有するという理由により、成長の過程で様々な困難に直面し、不自由や不便を感じることがあります。障がいの有無にかかわらず、同じひとりの子どもとして成長するためには、子どもの育ちを地域社会全体で支えることが必要です。

また、障がいとの判断に至らないものの、「気になる子ども」として、発達に何らかの困難がある子どもへの対応も課題となっています。すべての子どもが、身近な地域で安心して生活が送れるために、それぞれの子どもの特性を理解し、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮が求められます。

施策の方向性

- ◆ 乳幼児健康診査を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見・早期治療へとつなげるとともに、健診の未受診者に対する受診勧奨を行います。
- ◆ 早期発見・早期発達支援が重要とされる発達障がいを持つ子どもについて、障がいの程度に応じた専門機関との連携と早期療育の実施に努めます。
- ◆ 障がいを持つ子どもが地域の中で育まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障害福祉サービスをはじめとする各種福祉サービスを提供します。

6. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

現状と課題

近年、共働き世帯の増加や女性の社会進出に伴い、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化し、男女がともに働きやすく、互いに共同して子育てに向き合うことができる環境づくりを進めることが求められています。仕事と生活の調和を図り、ともに充実させる「ワーク・ライフ・バランス」を実現することで、男女を問わず仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発活動を推進する必要があります。

施策の方向性

- ◆ 教育・保育施設によるサービスの提供や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できるよう、社会全体で子育てしやすいまちづくりを推進します。
- ◆ 男女を問わず誰もが子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる労働環境の実現に向けて、各種啓発・情報提供に努めます。

7. 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進

現状と課題

国は、平成 26 年度に「放課後子ども総合プラン」を策定し、全国の小学校区において、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に参加している児童が、自由に放課後子ども教室に参加できる体制の充実を目指すこととしています。

しかし、放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに対し実施する事業である一方で、放課後子ども教室は保護者の就労の有無にかかわらずすべての子どもを対象とすることから、対象の異なる 2 つの事業の連携をどのように行うのかが課題となっています。そのためには、実施場所の調整や、放課後子ども教室の活動を担う人材の確保についても検討することが必要です。

施策の方向性

◆ 放課後子ども教室の主管課である社会教育課と連携し、関係団体とともに「日田市放課後対策事業運営委員会」を組織していることから、引き続き、放課後児童クラブに参加している児童が放課後子ども教室に参加できるよう実施場所の調整や人材の確保及び指導員の連携方法についての協議等、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向けた取組を行います。